

事業者排出量削減報告書

（あて先）京都府知事 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府与謝郡与謝野町字上山田641番地1	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名） 丹後海陸交通株式会社 取締役社長 松下英秋 電話 0772 - 42 - 0326
--	---

京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	バス、船、鋼索鉄道等による旅客運送事業
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））
計画期間	平成 18 年 4 月 ～ 平成 20 年 3 月
基本方針	①エネルギー消費効率の改善、廃棄物の削減、リサイクルの推進等環境負荷の低減を目指し適正管理を進める。②一人ひとりの環境保全意識の向上を図り、二酸化炭素排出量削減に努める。
推進体制	取締役総務部長がリーダーとなり、各所属長を環境保全補助者に選任し、これを推進体制とする。

年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容
	18	バス	
18～19	自動車、船舶		バス、船舶、社用者のエコドライブ及び駐車場におけるアイドリングストップの励行。
18～19	本社		事務執務室の昼休み消灯、控えめな空調による室温設定（冷房28度）し、クールビズを実施。
18～19	全事業所		節水・節電ステッカーを掲出し、従業員一人ひとりに徹底を図る。
18～19	全事業所		廃棄物の削減（廃棄物分別の徹底・飲料容器のリサイクル・生ごみ処理機による廃棄物削減等）

温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （17）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）	報告年度（実績） （18）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （実績） （%）
		A 事業所等排出区分	407 t	394 t	-3.1 %	372 t
B 輸送車両排出区分	3,911 t	3,833 t	-2.0 %	3,741 t	-4.3 %	
C その他排出区分	0 t	0 t	0.0 %	0 t	0 %	
	排出合計	*1 4,318 t	*2 4,227 t	-2.1 %	*4 4,113 t	-4.7 %

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画） （二酸化炭素換算（t））		報告年度（実績） （二酸化炭素換算（t））	
		取組量等	削減量	取組量等	削減量
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	(整備面積) ha	(吸収量) t
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t	(利用量) m ³	(削減量) t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量) kwh (熱供給量) GJ	(削減量) t	(売電量) kwh (熱供給量) GJ	(削減量) t
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t	(購入量) kwh	(削減量) t
	削減量等合計		*3 t		*5 t

差引排出量 (排出合計－削減等合計)	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）	報告年度（実績）	削減率（実績）
		1 4,318 t	()2-(*)3 4,227 t	-2.1%	(*)4-(*)5 4,113 t

特記事項 1、バス・・・最新の排ガス規制に適合した車両への代替（18年4台）
 2、社用車・・・ハイブリット車に代替（18年5月1台）燃料削減に努めた効果がでている。
 3、事業所等排出区分の削減には暖冬も寄与していると思われる。
 4、輸送車両排出区分の削減にはバスのオイル変更と車両の小型化による1リットル当たりの走行キロ増加と貸切バス稼働台数の減による走行キロが減ったため軽油使用量の減によるもの。

連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。
 (例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。